

大阪広域環境施設組合職員証規則

平成27年3月30日規則第31号

最終改正：令和2年7月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪広域環境施設組合職員証（以下「職員証」という。）
に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、次に掲げる者以外の本組合の一般職に
属する職員とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計
年度任用職員
- (2) 地方公務員法第22条の3第4項若しくは第26条の6第7項第2号又は地方
公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2
号の規定により臨時的に任用された職員

(職員証の交付)

第3条 職員に対しては、その者が職員であることを示す職員証を交付する。

(職員証の様式)

第4条 職員証の様式は、別記様式のとおりとする。

(職員証の有効期間)

第5条 職員証の有効期間は、交付の日の属する年度の4月1日から起算して10
年を経過する日までの間とする。ただし、事務局長は、特に必要があると認め
るときは、その必要な限度において、その有効期間を延長することができる。

2 前項の規定による有効期間が満了したときは、新たな職員証を交付する。

(職員証の取扱い)

第6条 職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、勤務中は常に職員証を携
帯し、職務の遂行に当たり職員であることを示す必要があるときは、これを提
示しなければならない。

2 職員は、職員証を改ざんし、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(職員証の再交付)

第7条 職員は、職員証を紛失し、き損し、若しくは汚損し、又は職員証の記載事項に変更があったときは、直ちに職員証の再交付を事務局長に申請しなければならない。

(職員証の返納)

第8条 職員（第2号に掲げる場合にあつては、その相続人）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに職員証（第3号に掲げる場合にあつては有効期間の満了した職員証とし、第4号に掲げる場合にあつてはき損し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があった職員証とし、第5号に掲げる場合にあつては発見した職員証とする。）を事務局長に返納しなければならない。

- (1) 離職したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 第5条第2項の規定により新たな職員証の交付を受けたとき
- (4) 職員証をき損し、若しくは汚損し、又は職員証の記載事項に変更があった場合において、前条の規定により職員証の再交付を受けたとき
- (5) 職員証を紛失した場合において、前条の規定により職員証の再交付を受けた後、当該紛失した職員証を発見したとき

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月20日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合職員証規則の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和2年7月20日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合職員証規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

様式（第4条関係）

職 員 証					
氏 名			写真		
大阪広域環境施設組合		印			
No.	年	月	日生	年	月 日 発行

備考 寸法は、縦5.4センチメートル、横8.56センチメートルとする。